

# 令和7年度第2回 利根町下水道事業運営協議会

## 下水道使用料適正化

令和7年10月1日

# 目次

## 1 前回の振り返り

- 1-1 現行の使用料体系
- 1-2 県内自治体における使用料体系
- 1-3 茨城県内における使用料比較
- 1-4 使用料適正化の方向性
- 1-5 投資・財政計画
- 1-6 使用料適正化に向けたスケジュール

## 2 使用料算定期間について

- 2-1 使用料対象経費算定のフロー
- 2-2 第1回協議会におけるご意見
- 2-3 使用料算定期間の考え方
- 2-4 使用料算定期間の設定

## 3 使用料改定の必要性の確認

- 3-1 使用料対象経費算定のフロー
- 3-2 収支バランスの確認
- 3-3 使用料改定の必要性の判断

## 4 使用料対象経費の算定

- 4-1 使用料対象経費算定のフロー
- 4-2 使用料対象経費の算定
- 4-3 維持管理費の見込
- 4-4 資本費の見込
- 4-5 使用料対象経費と使用料収入の比較

## 5 資産維持費の算定

- 5-1 資産維持費について
- 5-2 資産維持費のイメージ
- 5-3 資産維持費の算定方法
- 5-4 資産維持費の試算
- 5-5 (試算A) 10年間
- 5-6 (試算B) 15年間
- 5-7 (試算C) 20年間
- 5-8 (試算D) 試算期間

## 6 使用料改定水準について

- 6-1 使用料対象経費算定のフロー
- 6-2 使用料改定水準の比較
- 6-3 県内における使用料比較

## 7 使用料体系の案について

- 7-1 使用料体系の案
- 7-2 使用料早見表

# 1 前回の振り返り

## 1-1 現行の使用料体系

- 使用料体系とは料金表であり、排水量が異なる個別の使用者の負担額を決定する方法のことです。
- 本町の下水道使用料体系は、使用量（排水量）の多寡にかかわらず、単価を均一とした**単一型従量使用料制**を採用しています。
- 平成9年9月改定以降、使用料改定は実施しておりません。
- 井戸水の使用については認定水量制を採用し、井戸水のみの場合は一人当たり1か月6m<sup>3</sup>、併用使用時は一人当たり1か月6m<sup>3</sup>の井戸の認定水量と水道使用水量を比較して多い方を使用量としています。

### 下水道使用料の算出方法（1か月当たり・税抜）

$$\text{下水道使用料} = \text{水道水使用水量} \times 120\text{円} / \text{m}^3$$

#### （算出例）

- 10m<sup>3</sup> 使用した場合 … 10m<sup>3</sup> × 120円 = 1,200円 (税込 1,320円)
- 20m<sup>3</sup> 使用した場合 … 20m<sup>3</sup> × 120円 = 2,400円 (税込 2,640円)
- 50m<sup>3</sup> 使用した場合 … 50m<sup>3</sup> × 120円 = 6,000円 (税込 6,600円)
- 100m<sup>3</sup> 使用した場合 … 100m<sup>3</sup> × 120円 = 12,000円 (税込13,200円)

# 1 前回の振り返り

## 1-2 県内自治体における使用料体系

※ 1 自治体内で使用料体系が異なる場合には分けて集計  
※ 工業団地等を主対象にした公共下水道は除く

使用料体系		団体数	団体名
一部使用料制	基本使用料制	0	
	従量使用料制	1	利根町
二部使用料制	基本使用料制 + 従量使用料制	基本水量なし	5 守谷市、小美玉市、取手地方広域下水道組合、 つくば市、つくばみらい市
		基本水量あり	39 ■近隣団体（霞ヶ浦常南流域下水道） 龍ヶ崎市、牛久市、稻敷市、河内町 ■類似団体 結城市、常陸太田市、かすみがうら市、 東海村、五霞町

### （従量使用料制の区分）

使用料体系		団体数	団体名
均一型使用料制	使用料単価が均一の使用料体系	2	利根町（120円）、行方市（170円）
累進使用料制	使用量の増加に応じて使用料単価が 高くなる使用料体系	43	上記以外



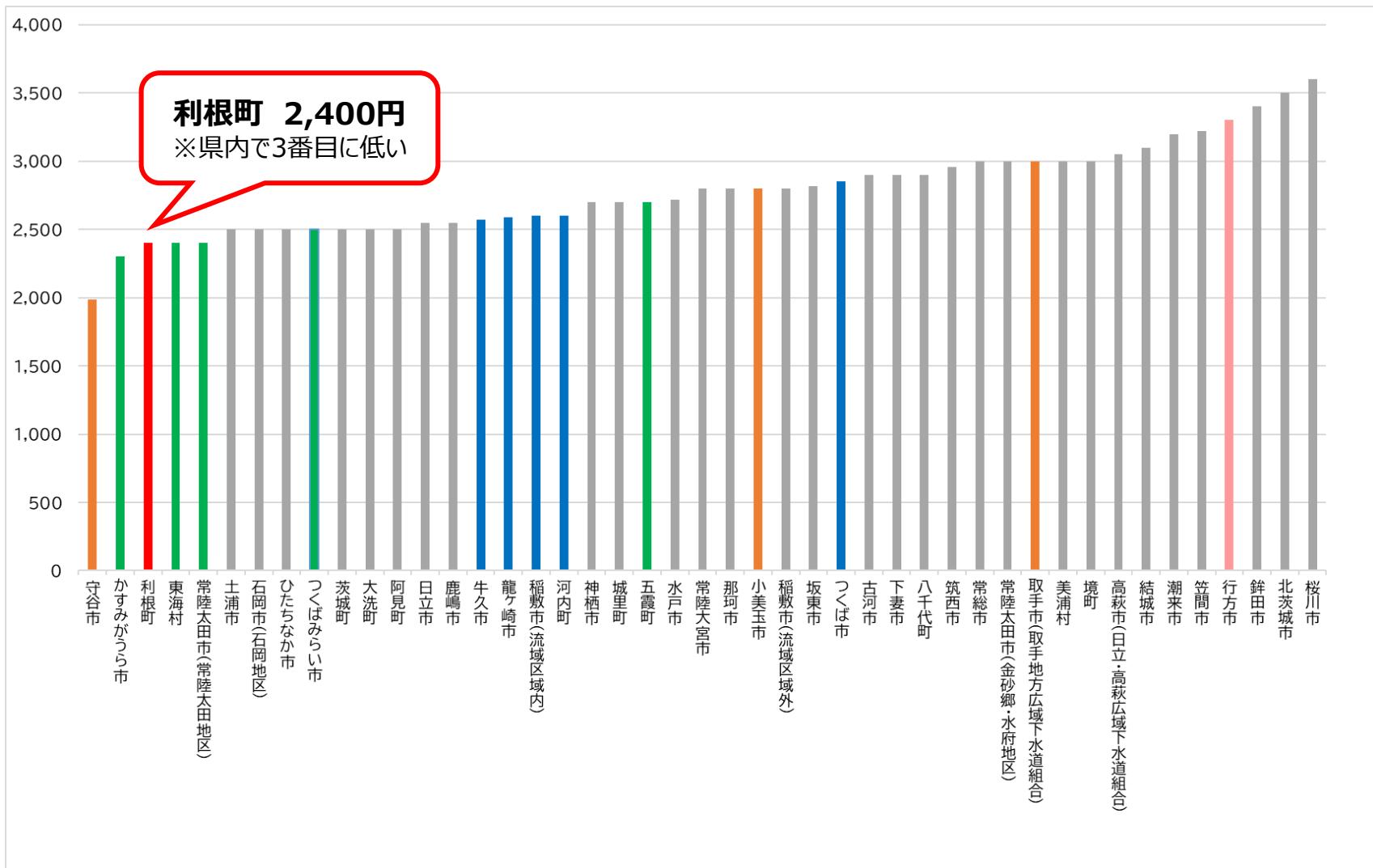
当町は、県内で**一部使用料制**を採用している唯一の団体であり、  
従量使用料についても、**均一型使用料制**を採用している数少ない団体となっています。

# 1 前回の振り返り

## 1-3 茨城県内における使用料比較

### ■ 20m<sup>3</sup>の使用料（1か月あたり・税抜・円）

※ 令和7年6月1日現在  
※ 1自治体内で使用料体系が異なる場合には分けて集計  
※ 工業団地等を主対象にした公共下水道は除く



# 1 前回の振り返り

## 1-4 使用料適正化の方向性

### (1) 一部使用料制の見直しについて

- 国土交通省通知の中で「二部使用料制を原則とすること」と明記されていること、また、県内自治体においても当町以外は二部使用料制を採用していることに鑑み、現在の一部使用料制を廃止し、基本使用料と従量使用料を組み合わせた二部使用料制を導入する方向で検討する。

### (2) 基本使用料の設定について

- 国土交通省通知においては「今後的人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと」とされている。
- 一方で、当町はこれまで基本使用料を導入してこなかったことから、使用水量区分ごとの使用者分布や使用料算定期間における固定費・変動費の比率等を勘案し、適切な基本使用料を設定する。
- なお、基本使用料の導入により、一部の小口使用者に多大な影響が生じる場合には、必要に応じて激変緩和を講ずることも検討する。

### (3) 従量使用料（累進度）の設定について

- 当町はこれまで均一型使用料制を採用してきたところであるが、大口使用者と小口使用者の公平性確保（※）の観点から、累進使用料制の導入について検討する。  
※下水道施設は汚水の最大処理量を想定して整備されるため、排水量が大量になるほど施設の維持管理費が増加することになる。  
そのため、大口使用者ほど使用料単価を高くすることで、小口使用者と負担の公平性を確保するもの。
- 累進度（最大単価と最低単価の比率）の設定にあたっては、使用水量区分ごとの使用者分布や大口使用者の状況等を勘案し、一部の使用者に過度な負担を強いることがないよう留意する。

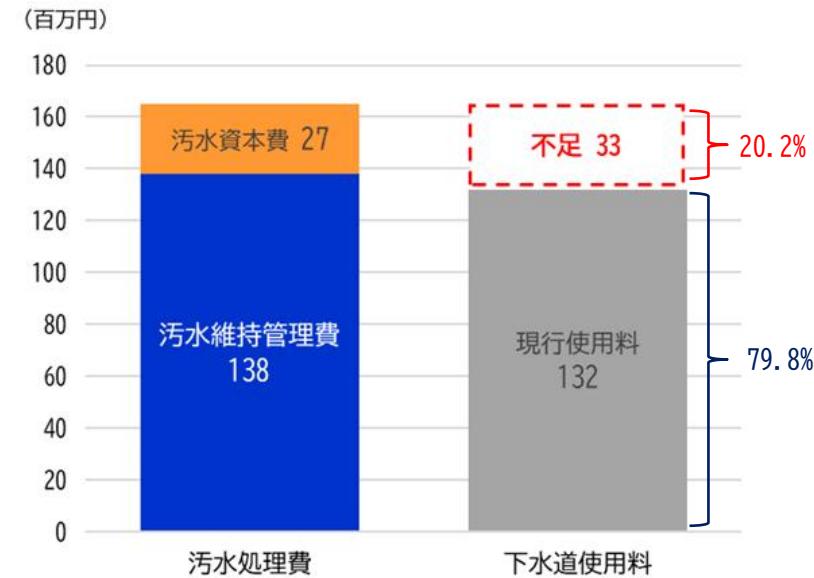
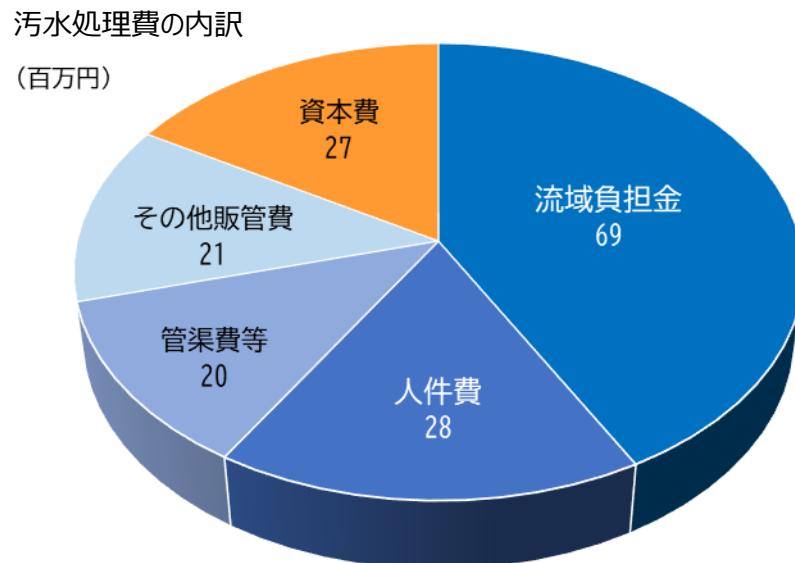
### (4) 基本水量の設定について

- 基本水量の設定については、国土交通省通知の中で「導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい」とされているところ。
- 当町はこれまで基本水量を設定していなかったが、水洗化率の向上による公衆衛生の向上に効果があること、また、県内においても基本水量を設定している団体が依然として多いことから、使用水量区分ごとの使用者分布や基本使用料の導入による小口使用者の負担感等を勘案しながら、基本水量の設定の有無について検討する。

# 1 前回の振り返り

## 1-5 使用料改定の算定期間

- 経営戦略の財政計画から、**令和9（2027）年度から令和13（2031）年度の5年間**を使用料改定の算定期間としました。
- 算定期間内の下水道使用料対象経費とは、汚水処理に係る経費のうち、公費負担分を除いた下水道使用料で負担すべき経費のことです。
- 年換算した収支不足額は**3千3百万円**となり、対象経費に対する使用料収入（現行使用料）の割合は79.8%であり、**20.2%の使用料収入が不足**している状況となります。
- 投資・財政計画においては、営業外収益として一般会計繰入金により収支均衡を維持していますが、この収支不足額を使用料改定で解消し適正な使用料とする場合、**改定率25%の使用料改定が必要**となります。（ $120\text{円}/\text{m}^3 \rightarrow 150\text{円}/\text{m}^3$ ）



# 1 前回の振り返り

## 1-6 使用料適正化に向けたスケジュール

- 協議会は今回を含め計4回実施予定。
- 使用料（案）を決定後、協議会から町へ答申書を提出。

年	月	項目	内 容
R7	8月	第1回協議会（8/8）	<ul style="list-style-type: none"><li>・経営戦略の振り返り</li><li>・使用料体系、他団体比較</li><li>・使用料適正化の方向性</li></ul>
	10月	第2回協議会（10/1）	<b>・使用料適正化の水準</b>
	11月	第3回協議会（11/12）	<ul style="list-style-type: none"><li>具体的な使用料体系（案）の提示・協議</li><li>・基本使用料の設定</li><li>・従量使用料の設定（遅増度、水量区分）</li><li>・基本水量の有無</li></ul>
R8	1月	第4回協議会	使用料（案）、答申（案）の決定
		答申	答申書を提出（協議会→町）

## 2 使用料算定期間について

### 2-1 使用料対象経費算定のフロー（使用料算定期間の設定）

#### 【使用料対象経費算定のフロー】



## 2 使用料算定期間について

### 2-2 第1回協議会におけるご意見

- 使用料算定期間とは「下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する基幹的範囲」のこと。（出典：『下水道使用料の基本的考え方』（公益社団法人日本下水道協会））
- 前回の協議会においては、**令和9年度から令和13年度の5年間**を使用料改定の算定期間とする旨を事務局から説明。
- 令和9年度から令和13年度を使用料算定期間に設定した場合、**改定率25%の使用料改定が必要**。（ $120\text{円}/\text{m}^3 \rightarrow 150\text{円}/\text{m}^3$ ）



#### 第1回協議会における委員からのご意見（抜粋・要約）

- 使用料を5年ごとに見直すのは、住民の理解を得ることを含めて大変なので、算定期間を長めに取って今回多めに上げてしまうのか、それとも5年ごとに段階的に上げた方が良いのかを方向性として決めた方が良い。
- これからさらに人口が減っていくことを踏まえると、人口が多いうちにまとめて改定するという方法も考えられるのではないか。人口が少なくなつてから使用料を改定した場合、1人当たりの負担額がさらに増えてしまうことになる。

## 2 使用料算定期間について

### 2-3 使用料算定期間の考え方

#### 『下水道使用料の基本的考え方』（公益社団法人日本下水道協会）より

- 下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる。
- 余りにも長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。
- これらのことから、使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。
- なお、この期間は一応の基準であり、事業環境、施設建設の進捗度合い等各地方公共団体の実情によってはこれと異なる期間を設定することも考えられる。

算定期間	メリット	懸念点
<b>短期 (3~5年)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用料収入、使用料対象経費の予測精度が高くなる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・頻繁に改定されることに対する住民理解</li><li>・今後さらに人口が減少した場合、将来的に住民一人当たりの負担額が増える可能性がある</li><li>・事務的な負担が大きくなる</li></ul>
<b>長期 (5年超)</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後の更なる人口減少に備え、人口が多い間に使用料を徴収することができる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用料収入、使用料対象経費の予測精度が低くなる</li><li>・現状から大幅な改定となることに対する住民理解</li></ul>

## 2 使用料算定期間について

### 2-4 使用料算定期間の設定

- 今回の使用料適正化にあたっては、以下の理由から、**令和9年度から令和13年度の5年間**を使用料算定期間に設定する。
- 一方で、将来の更新費用や人口減少を見据えて今回どれくらいの改定水準を設定するかについては、資産維持費の設定を含め、使用料対象経費の算定の中で検討していく。

- 使用料算定期間を長期間に設定した場合、人口動態やそれに伴う下水道使用料収入、物価上昇や人件費高騰の影響による使用料対象経費の予測精度が低くなってしまうこと。それに対し、使用料算定期間を短期間に設定した場合、経営戦略の見直しは少なくとも5年ごとに行うため、**最新の人口動態や物価上昇率等を反映した収支予測に基づき使用料の算定を行うことができる**こと。
- 下水道の整備・改修等の財源となる国庫補助金（社会資本整備総合交付金）の交付要件が「**少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出すること**」となっており、算定期間の長短にかかわらず、いずれにしても**5年ごとに使用料適正化の検証を行う必要がある**こと。  
(昨年度改定した経営戦略においても、以下のとおりロードマップを定めており、次回は令和11年度に経営戦略の改定、令和12年度に使用料適正化検討を行うこととしている。)

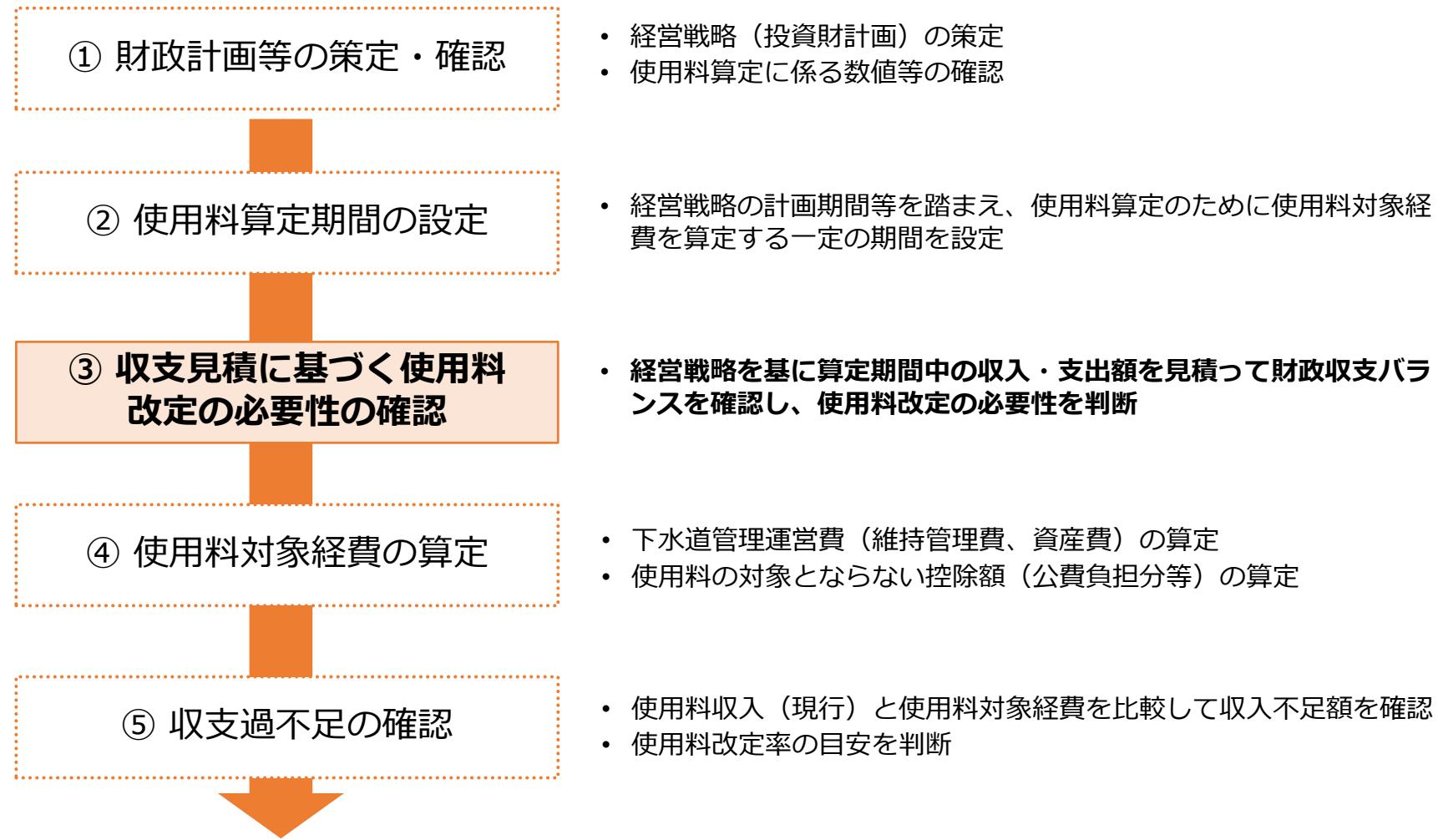
**【経費回収率の向上のためのロードマップ】**※ウォーターPPPについては、令和7年度国庫補助の財源が確保できなかった為、事業開始を1年先送りすることになりました。

取組内容	2025 令和7年	2026 令和8年	2027 令和9年	2028 令和10年	2029 令和11年	2030 令和12年	2031 令和13年	2032 令和14年	2033 令和15年	2034 令和16年
ストックマネジメント計画策定										
下水道使用料適正化検討										
ウォーターPPP		調査・検討	公募	開始						
内水ハザードマップ			公表							
経営戦略改定										

### 3 使用料改定の必要性の確認

#### 3-1 使用料対象経費算定のフロー（収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認）

##### 【使用料対象経費算定のフロー】



### 3 使用料改定の必要性の確認

#### 3-2 収支バランスの確認

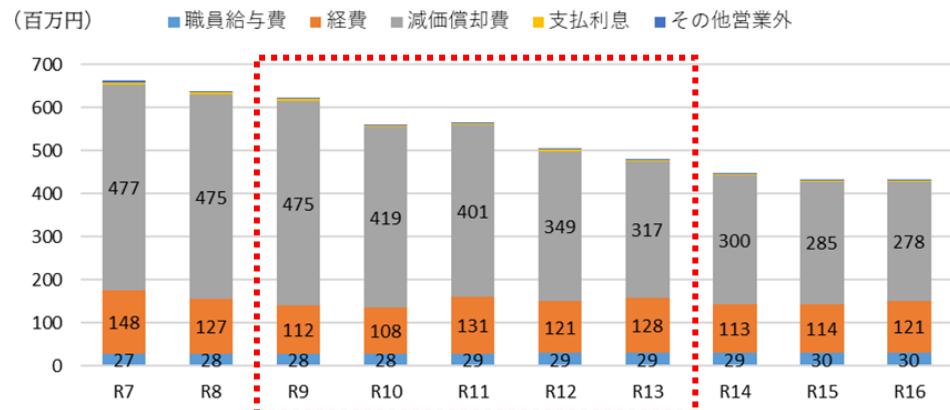
##### ■収益的収入

- 収益的収入としては、下水道使用料収入、他会計補助金負担金に加えて、償却資産の財源とした補助金等を、減価償却費に併せて収益化する長期前受金戻入があります。
- 収益的収入は、減価償却費の減少に併せて長期前受金戻入が減少します。また、人口減少に伴い使用料収入が徐々に減少となる見通しです。



##### ■収益的支出

- 収益的支出としては、職員給与費、動力費、修繕費等の経費、支払利息のほかに、減価償却費等があります。
- 減価償却費は令和7（2025）年度の477百万円から、資産の老朽化に伴い減少し、令和16（2034）年度には約6割の278百万円となる見込みです。



### 3 使用料改定の必要性の確認

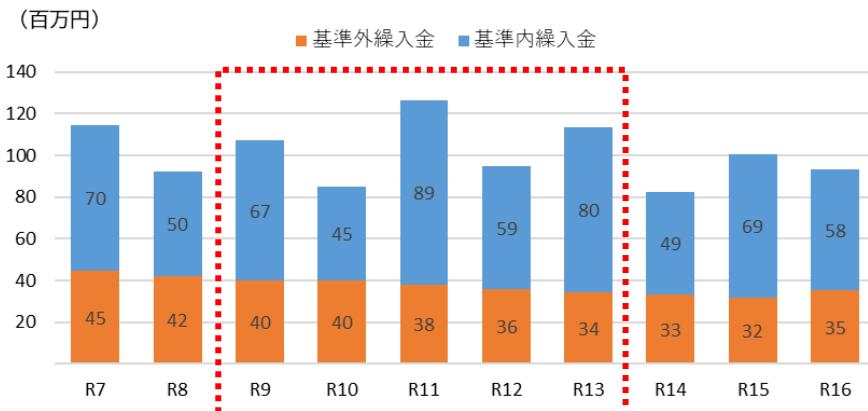
#### 3-3 使用料改定の必要性の判断

- 使用料算定期間においては、収支バランスが概ね均衡し、経常収支比率（経常費用と経常支出の比率）は100%以上を維持し、赤字は発生しない見通しです。
- ただし、収益の不足分は一般会計からの繰入金（基準外繰入金）で賄っており、算定期間中も年平均38百万円の基準外繰入金が発生する見通しです。
- また、汚水処理費を使用料収入でどの程度賄えているかを表す経費回収率は、算定期間中約79.8%となっており、100%を下回り続ける見込です。

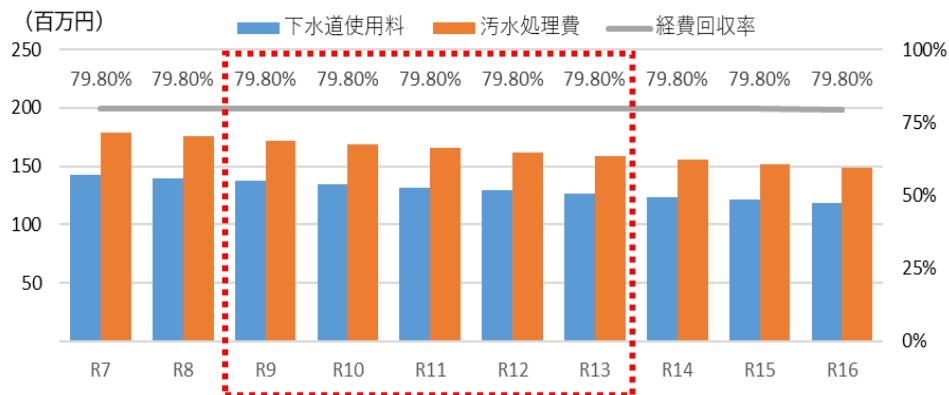


経営戦略の目標である**経常収支比率100%以上**を維持するためには、基準外繰入金の削減と使用料の適正化が必要不可欠であることから、**使用料改定は必要である**と判断しました。

#### ■一般会計繰入金の推移



#### ■経費回収率の推移



## 4 使用料対象経費の算定

### 4-1 使用料対象経費算定のフロー（使用料対象経費の算定）

#### 【使用料対象経費算定のフロー】

##### ① 財政計画等の策定・確認

- ・経営戦略（投資財計画）の策定
- ・使用料算定に係る数値等の確認

##### ② 使用料算定期間の設定

- ・経営戦略の計画期間等を踏まえ、使用料算定のために使用料対象経費を算定する一定の期間を設定

##### ③ 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認

- ・経営戦略を基に算定期間中の収入・支出額を見積って財政収支バランスを確認し、使用料改定の必要性を判断

##### ④ 使用料対象経費の算定

- ・下水道管理運営費（維持管理費、資産費）の算定
- ・使用料の対象とならない控除額（公費負担分等）の算定

##### ⑤ 収支過不足の確認

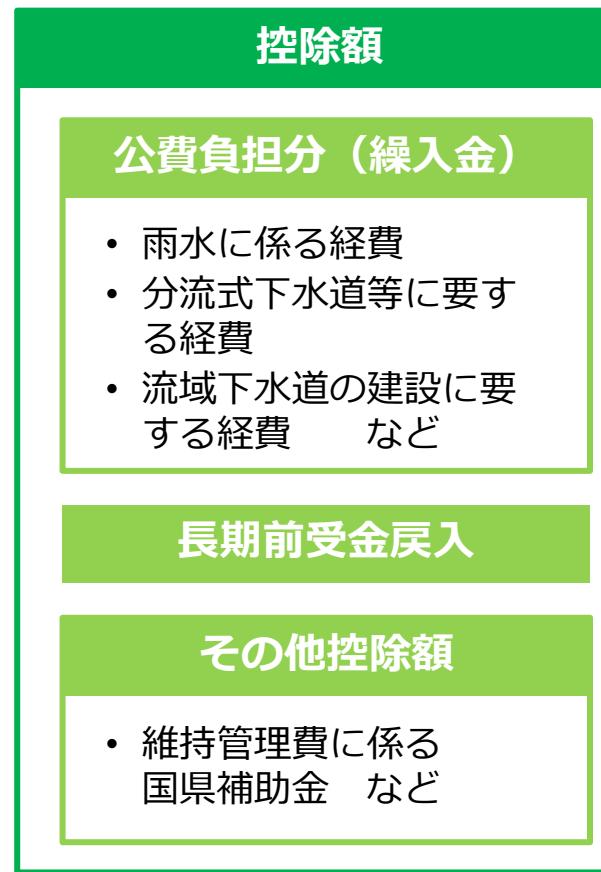
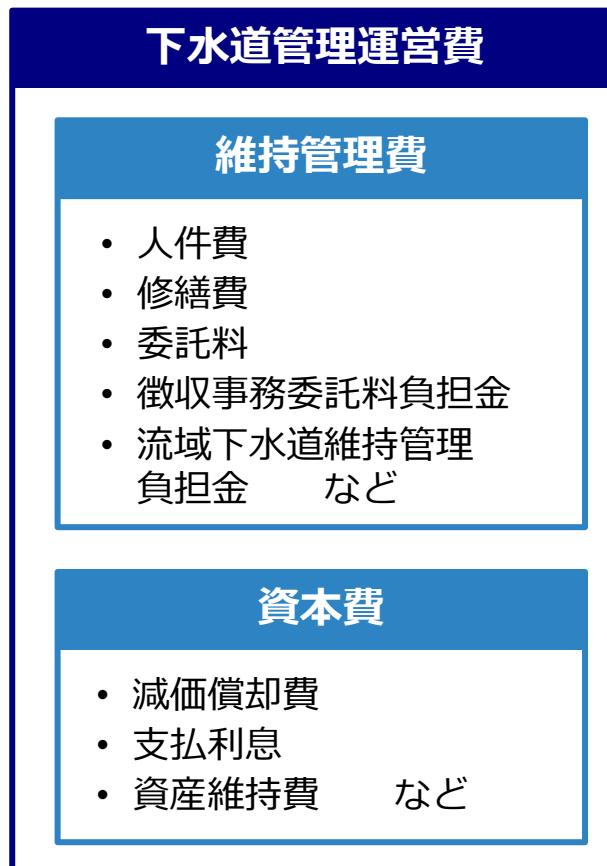
- ・使用料収入（現行）と使用料対象経費を比較して収入不足額を確認
- ・使用料改定率の目安を判断

使用料体系の設定へ

## 4 使用料対象経費の算定

### 4-2 使用料対象経費の算定

使用料対象経費は、使用料算定期間中の**下水道管理運営費**（維持管理費・資本費）から使用料の対象に含めるべきではない**控除額**（公費負担分・長期前受金戻入等）を差し引いて算出します。



**使用料  
対象経費**

## 4 使用料対象経費の算定

### 4-3 維持管理費の見込

- 維持管理費は、既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用であり、目的別には管渠費、ポンプ場費、一般管理費などから構成され、性質別には人件費、修繕費、動力費、委託料、流域下水道維持管理負担金などから構成されます。
- 使用料算定期間における維持管理費の見込は以下のとおりであり、流域下水道維持管理負担金や人件費の占める割合が高くなっています。
- これに対し、控除対象としては雨水関連の一般会計繰入金などを見込んでおり、算定期間における使用料対象経費（汚水維持管理費）は690百万円（年平均138百万円）を見込んでいます。

維持管理費	算定期間					合計	年平均	内訳		
	R9	R10	R11	R12	R13			需要家費	固定費	変動費
	141	137	161	152	160	751	150	38	487	226
人件費	28	28	29	29	29	143	29	0	143	0
修繕費	23	18	18	18	19	96	19	0	48	48
委託料	5	5	28	17	24	80	16	0	80	0
下水道使用料徴収事務委託料負担金	10	10	10	10	10	48	10	38	10	0
霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金	68	68	69	70	70	345	69	0	172	172
その他	8	8	8	8	8	40	8	0	34	5
控除対象	14	9	10	9	18	60	12	0	56	5
一般会計繰入金（雨水関連経費）	10	5	5	5	5	31	6	0	27	5
国庫補助金	2	2	2	2	10	17	3	0	17	0
県補助金	2	2	2	2	2	12	2	0	12	0
汚水維持管理費　計	127	128	151	142	142	690	138	38	431	221

## 4 使用料対象経費の算定

### 4-4 資本費の見込

- 資本費は、下水道施設を整備するために必要な費用であり、減価償却、支払利息、資産維持費から構成されます。
- 使用料算定期間における資本費の見込は以下のとおりであり、大部分を減価償却費が占めています。
- 資産維持費については、設定の有無、設定する場合はどれくらい見込むかを検討する必要があるため、本ページでは数値を割愛しています。（※『5 資産維持費の算定』で検討）
- これに対し、控除対象としては長期前受金戻入のほか、雨水資本費や分流式下水道に係る一般会計繰入金などを見込んでおり、算定期間における使用料対象経費（汚水資本費）は136百万円（年平均27百万円）を見込んでいます。

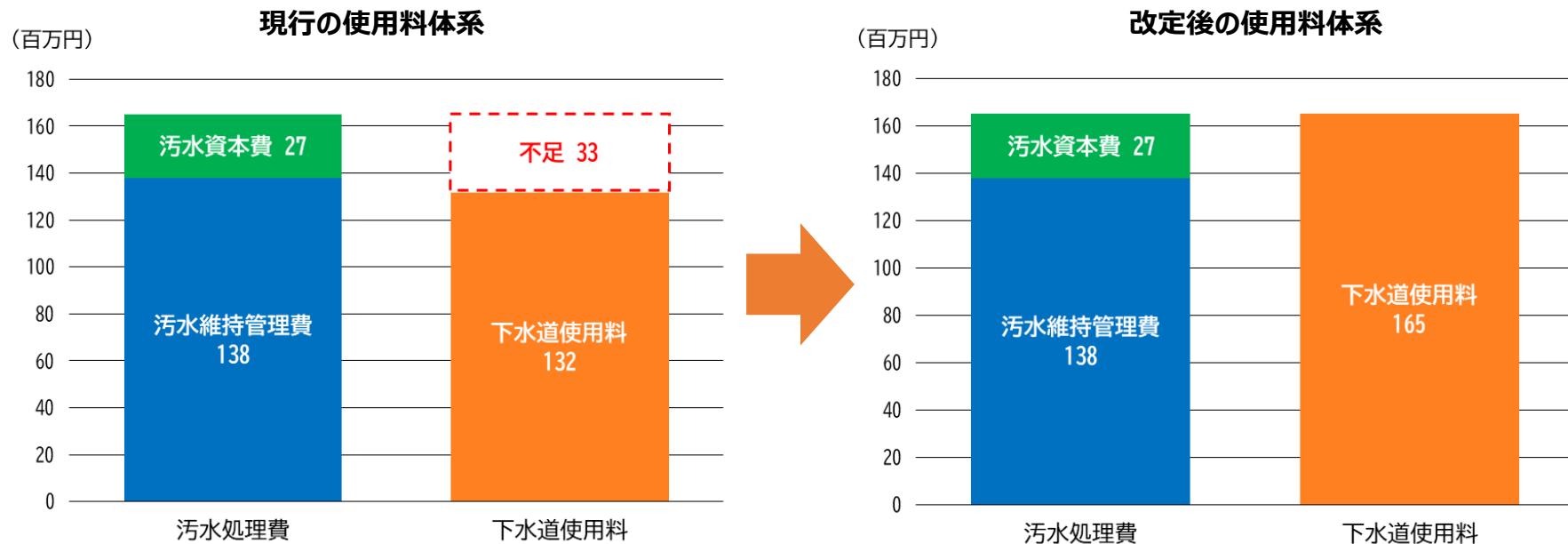
(単位：百万円 税抜)

	算定期間					合計	年平均	内訳		
	R9	R10	R11	R12	R13			需要家費	固定費	変動費
資本費	480	423	405	353	320	1,980	396	0	1,980	0
減価償却費	475	419	401	349	317	1,960	392	0	1,960	0
支払利息及び企業債取扱諸費	5	4	4	4	3	20	4	0	20	0
資産維持費（※）						0	0			
控除対象	435	383	390	333	304	1,845	369	0	1,845	0
長期前受金戻入	407	351	335	286	256	1,636	327	0	1,636	0
一般会計繰入金（雨水資本費）	6	7	7	7	6	33	7	0	33	0
一般会計繰入金（分流式下水道）	21	24	48	39	41	172	34	0	172	0
一般会計繰入金（その他）	1	1	1	1	1	3	1	0	3	0
汚水資本費 計	45	40	14	20	16	136	27	0	136	0

## 4 使用料対象経費の算定

### 4-5 使用料対象経費と使用料収入の比較

- 現行の使用料体系のままとした場合、算定期間における使用料収入は659百万円（年平均132百万円）を見込んでいます。
- 算定期間における使用料対象経費の年平均は、汚水維持管理費138百万円、汚水資本費27百万円の計165百万円であり、使用料収入132百万円との差額である収支不足額は33百万円となります。
- この収支不足額を使用料改定で解消し、経費回収率100%を達成するために必要な使用料とする場合、改定率25%の使用料改定が必要となります。（ $120\text{円}/\text{m}^3 \rightarrow 150\text{円}/\text{m}^3$ ）
- ただし、この使用料改定の目安は「資産維持費」を見込んでいない場合の水準となりますので留意が必要です。



# 5 資産維持費の算定

## 5-1 資産維持費について

※ 総務省資料を参考に作成

### 資産維持費の概要

出典：『下水道使用料の基本的考え方』（公益社団法人日本下水道協会）

- 資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、**実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）**として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するもの。
  - 資産維持費を使用料対象経費に算入する場合には、不断の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図ることが重要である。
- **将来の改築財源のため積み立てることを目的とした費用**

### 【下水道事業における資産維持費導入の経緯】

水道事業においては資産維持費を料金の対象経費に算入することが明文化され、導入団体が一定数あったが、下水道事業では資産維持費の算入について明文化されておらず、導入団体はごく僅か



平成29（2019）年3月 公益社団法人 日本下水道協会『下水道使用料の基本的考え方』改訂  
下水道の使用料対象経費に資産維持費を位置づけることなどの見直し



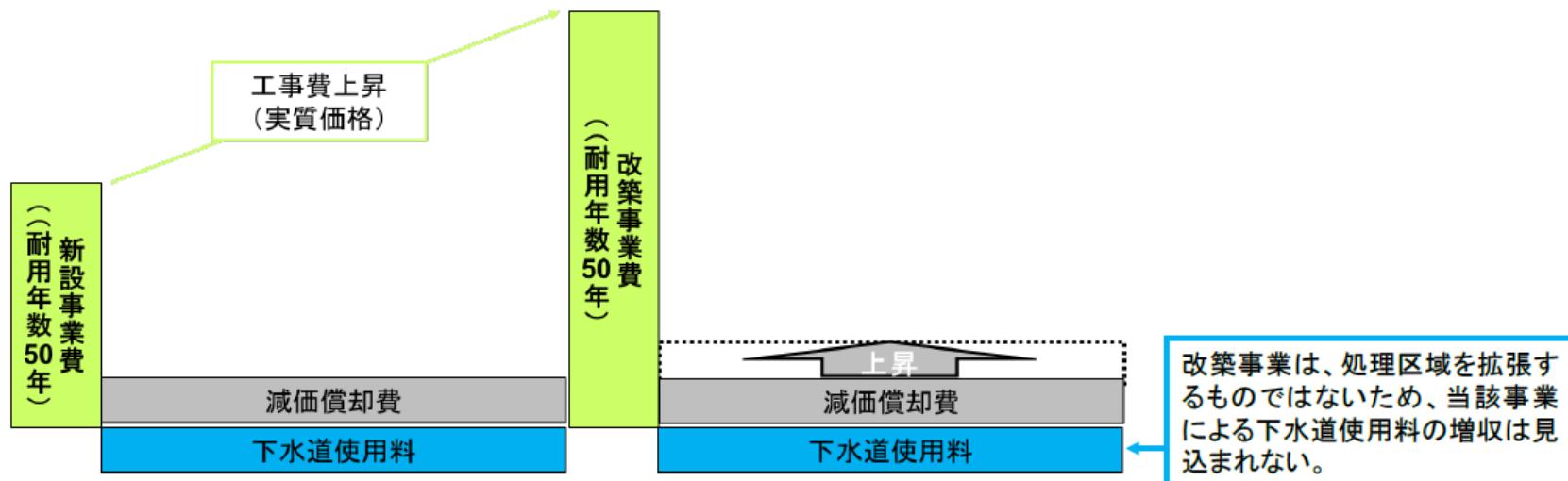
国土交通省・総務省の各事務連絡において、資産維持費を使用料対象経費に位置づけることを通知

# 5 資産維持費の算定

## 5-2 資産維持費のイメージ

※ 総務省資料より抜粋

○管路の大規模改築による減価償却費上昇のイメージ(第1回下水道使用料調査専門委員会資料より)



○資産維持費の算定イメージ(「基本的考え方」算定例より)



注：今後50年間の改築計画に見込まれる減価償却費について、新設当時の実質工事額と比較して、機能向上等により1.9倍増加したものと推計された場合を想定

※ 国交省作成資料を一部加工

# 5 資産維持費の算定

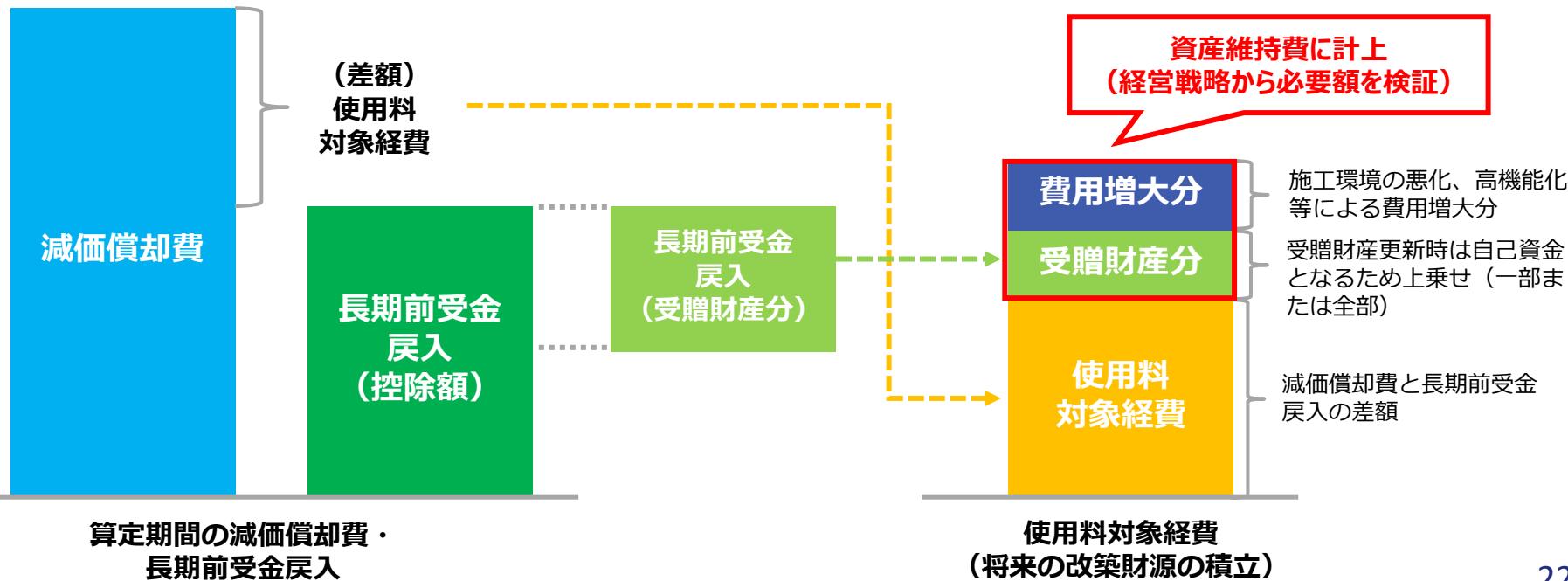
## 5-3 資産維持費の算定方法

下水道事業の資産維持費は、導入団体数が水道事業ほど多くなく、団体によって算定方法や水準も様々

### 【下水道事業における資産維持費の設定例】

- ① 水道料金算定要領の資産維持費の考え方である「対象資産の3%」を準用
- ② 「下水道使用料算定の基本的考え方」における算定例を適用（改築対象施設の新設当時の実質工事額と比較して機能向上等により1.9倍増加したものとの推計に基づき算定）
- ③ 経営戦略（投資財政計画）等から将来の改築財源の積立に必要な額を試算

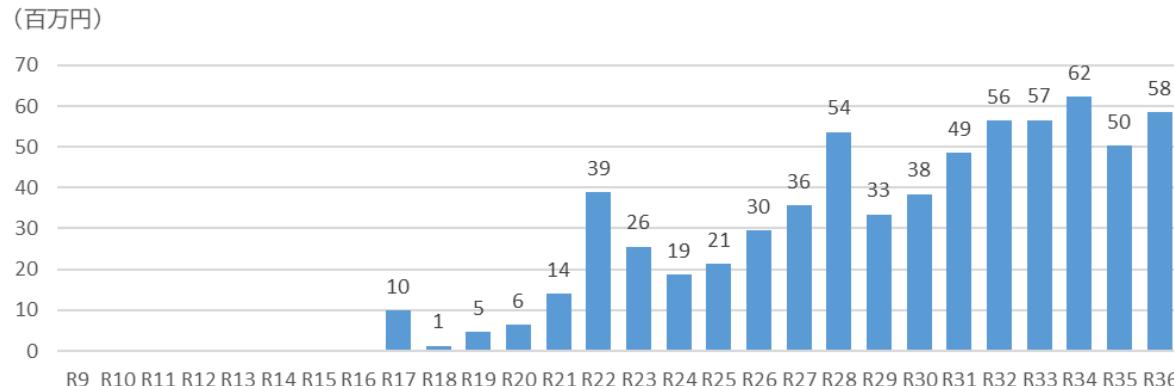
→ 当町は有形固定資産の半分近くを受贈財産が占めているという特殊な状況もあり、上記例の①②の算定方法は必ずしも当てはまらないことから、③の方法により資産維持費を試算することとした。



# 5 資産維持費の算定

## 5-4 資産維持費の試算

- 長期の投資財政計画の試算では、改定率25%（120円⇒150円）の改定を実施したとしても、人口減少による使用料減少や更新投資による負担増もあり令和17年度から財源が不足する見込み
- 以下の理由から、将来の改築財源のための積立に必要な額として資産維持費を設定
  - ・受贈財産の更新時には自己資金による更新となること
  - ・施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により新設時よりも更新費用の増大が見込まれること
  - ・今後の更なる人口減少により、将来的に住民一人当たり負担額の増加が見込まれること
- 今回は経営戦略（投資財政計画）を基に以下の4パターンで資産維持費を試算
  - A) 今後10年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定
  - B) 今後15年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定
  - C) 今後20年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定
  - D) 経営戦略（投資・財政計画）の試算期間中で生じる財源不足額を資産維持費に設定



### 【計画期間中の財源不足額見込み】

- A) 10年間 (R9～18) : 11百万円
- B) 15年間 (R9～23) : 101百万円
- C) 20年間 (R9～28) : 260百万円
- D) 試算期間 (R9～36) : 664百万円

## 5 資産維持費の算定

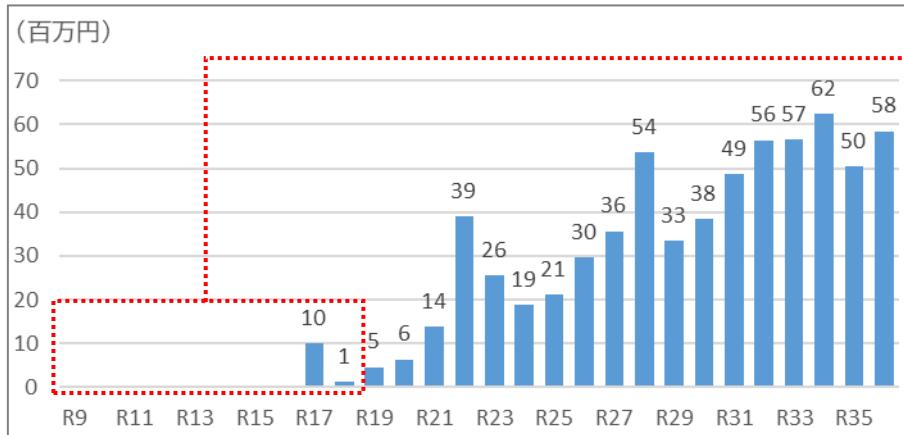
### 5-5 A) 今後10年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定

- 令和9～18年度の10年間で生じる収支不足額 … 1千1百万円
- 後年度に負担を先送りせず、令和9～18年度の10年間で平準化（年平均 1百万円）  
→ 将来の改築財源に対する積立を目的として、算定期間（R9～13）の資産維持費に計上
- 使用料単価：120.0円 ⇒ 151.0円（改定率 25.9%）

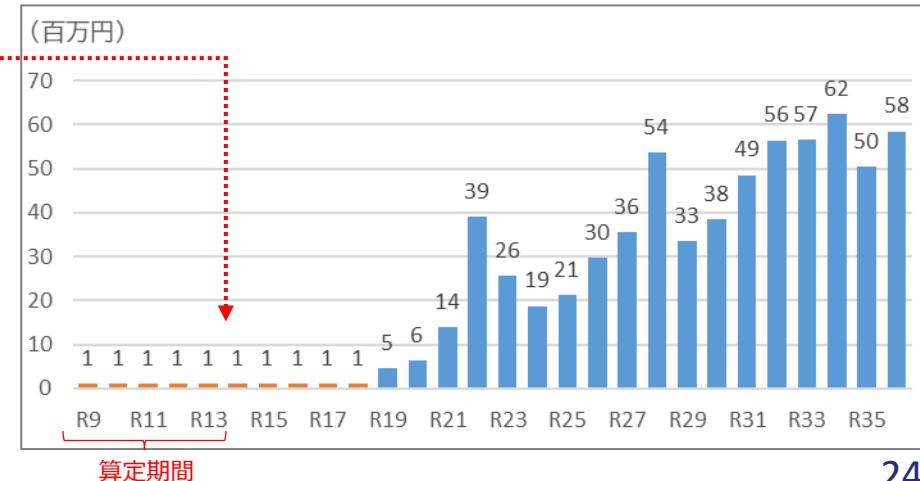
（単位：百万円 税抜）

	算定期間					合計	年平均	内訳		
	R9	R10	R11	R12	R13			需要家費	固定費	変動費
汚水維持管理費	127	128	151	142	142	690	138	38	431	221
汚水資本費	46	41	15	21	18	141	28	0	141	0
うち資産維持費	1	1	1	1	1	6	1	0	6	0
汚水管理運営費 計	173	170	166	163	160	832	166	38	572	221

#### ■ 平準化前（資産維持費計上前）



#### ■ 平準化後（資産維持費計上後）



## 5 資産維持費の算定

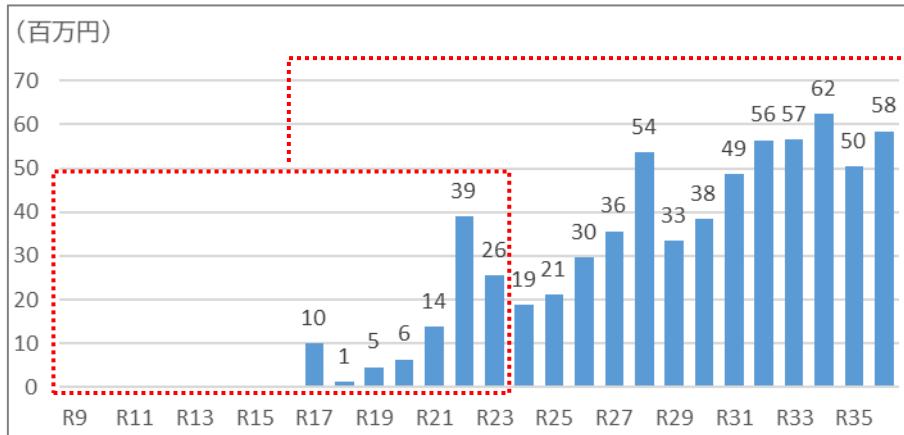
### 5-6 B) 今後15年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定

- 令和9～23年度の15年間で生じる収支不足額 … 1億1百万円
- 後年度に負担を先送りせず、令和9～23年度の15年間で平準化（年平均 7百万円）  
→ 将来の改築財源に対する積立を目的として、算定期間（R9～13）の資産維持費に計上
- 使用料単価：120.0円 ⇒ 156.1円（改定率 30.1%）

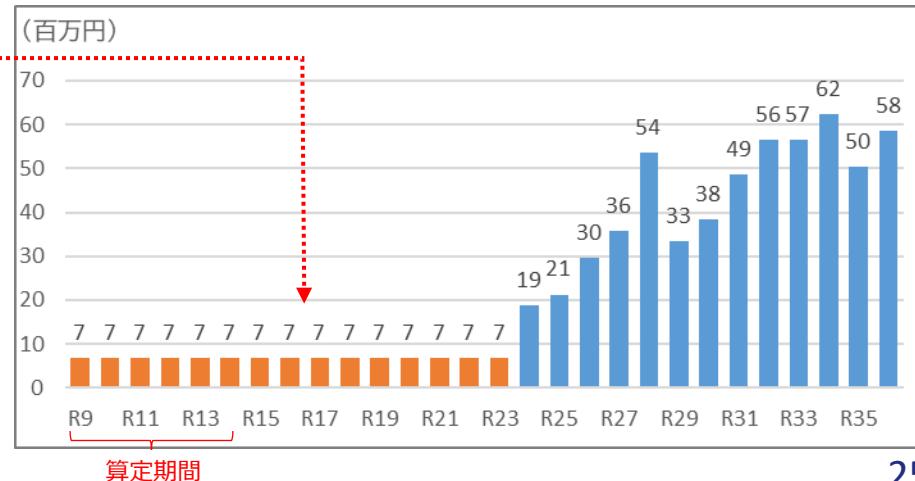
（単位：百万円 税抜）

	算定期間					合計	年平均	内訳		
	R9	R10	R11	R12	R13			需要家費	固定費	変動費
汚水維持管理費	127	128	151	142	142	690	138	38	431	221
汚水資本費	52	47	21	26	23	169	34	0	169	0
うち資産維持費	7	7	7	7	7	34	7	0	34	0
汚水管理運営費 計	179	175	172	169	165	860	172	38	600	221

#### ■ 平準化前（資産維持費計上前）



#### ■ 平準化後（資産維持費計上後）



## 5 資産維持費の算定

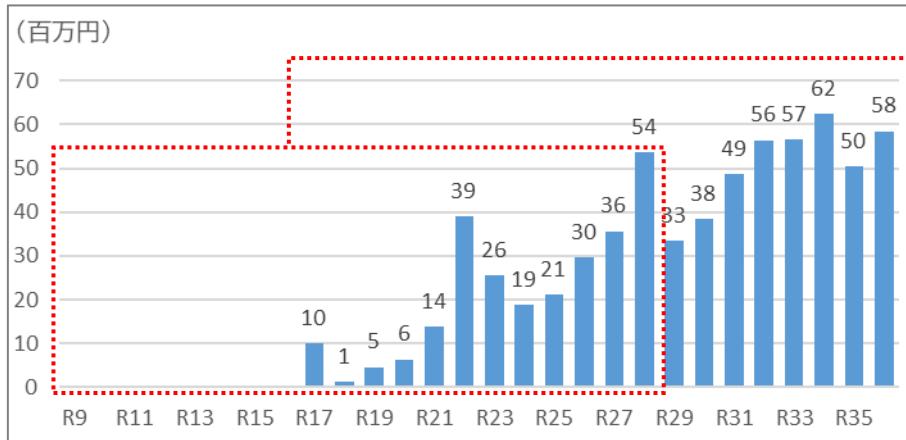
### 5-7 C) 今後20年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定

- 令和9～28年度の20年間で生じる収支不足額 … 2億6千万円
- 後年度に負担を先送りせず、令和9～28年度の20年間で平準化（年平均 1千3百万円）  
→ 将来の改築財源に対する積立を目的として、算定期間（R9～13）の資産維持費に計上
- 使用料単価：120.0円 ⇒ 161.8円（改定率 34.8%）

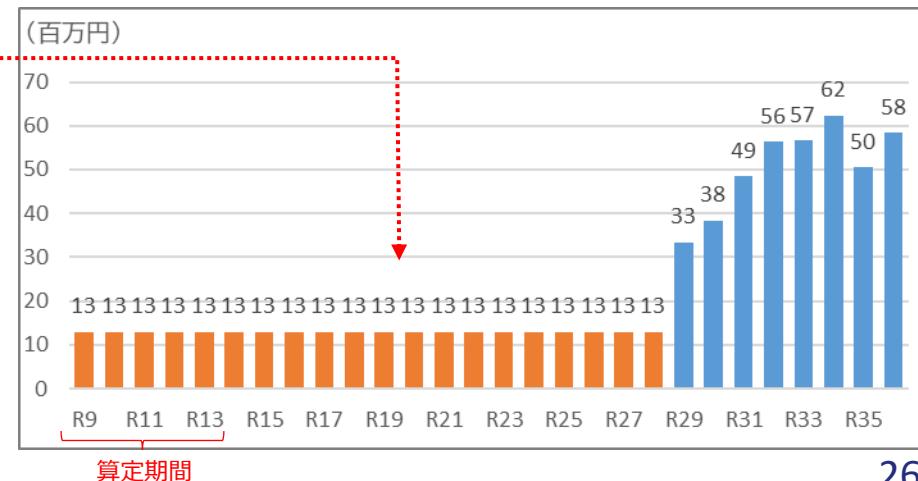
（単位：百万円 税抜）

	算定期間					合計	年平均	内訳		
	R9	R10	R11	R12	R13			需要家費	固定費	変動費
	汚水維持管理費	127	128	151	142	142	690	138	38	431
汚水資本費	58	53	27	33	29	200	40	0	200	0
うち資産維持費	13	13	13	13	13	65	13	0	65	0
汚水管理運営費 計	185	182	178	175	171	891	178	38	631	221

#### ■ 平準化前（資産維持費計上前）



#### ■ 平準化後（資産維持費計上後）



算定期間

## 5 資産維持費の算定

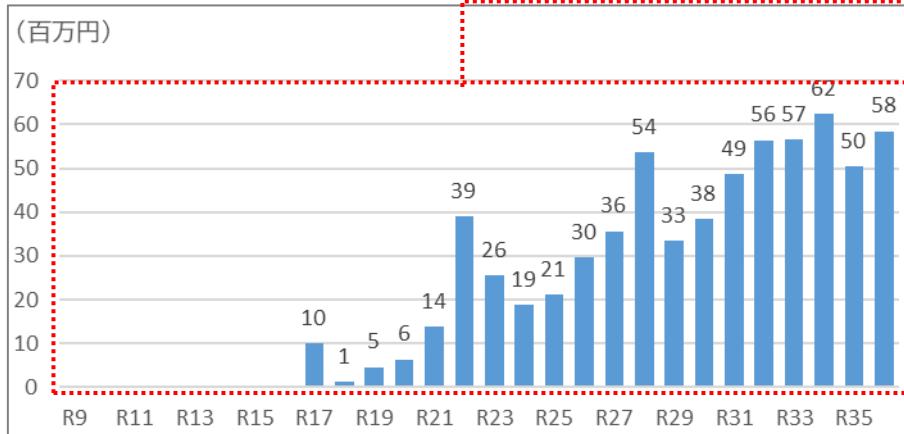
### 5-8 D) 経営戦略（投資・財政計画）の試算期間中で生じる財源不足額を資産維持費に設定

- 令和9～36年度の28年間で生じる収支不足額 … 6億6千4百万円
- 後年度に負担を先送りせず、令和9～36年度の28年間で平準化（年平均 2千4百万円）  
→ 将来の改築財源に対する積立を目的として、算定期間（R9～13）の資産維持費に計上
- 使用料単価：120.0円 ⇒ 171.5円（改定率 43.0%）

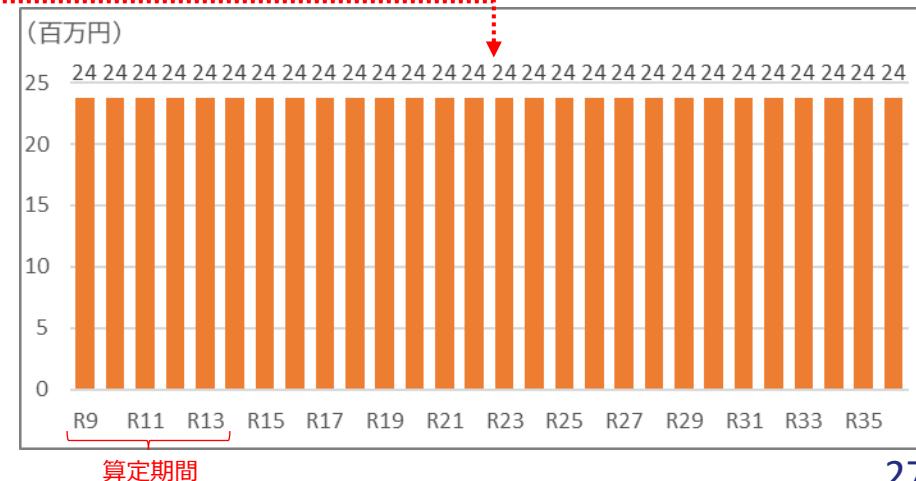
（単位：百万円 税抜）

	算定期間					合計	年平均	内訳		
	R9	R10	R11	R12	R13			需要家費	固定費	変動費
汚水維持管理費	127	128	151	142	142	690	138	38	431	221
汚水資本費	69	64	38	43	40	254	51	0	254	0
うち資産維持費	24	24	24	24	24	119	24	0	119	0
汚水管理運営費 計	196	192	189	186	182	945	189	38	685	221

#### ■ 平準化前（資産維持費計上前）



#### ■ 平準化後（資産維持費計上後）



# 6 使用料改定水準について

## 6-1 使用料対象経費算定のフロー（収支過不足の確認）

### 【使用料対象経費算定のフロー】



# 6 使用料改定水準について

## 6-2 使用料改定水準の比較

前ページの資産維持費の算定をもとに、必要となる改定水準の目安を比較しました。  
なお、いずれの場合も総括原価方式（※）により使用料の算定を行いました。

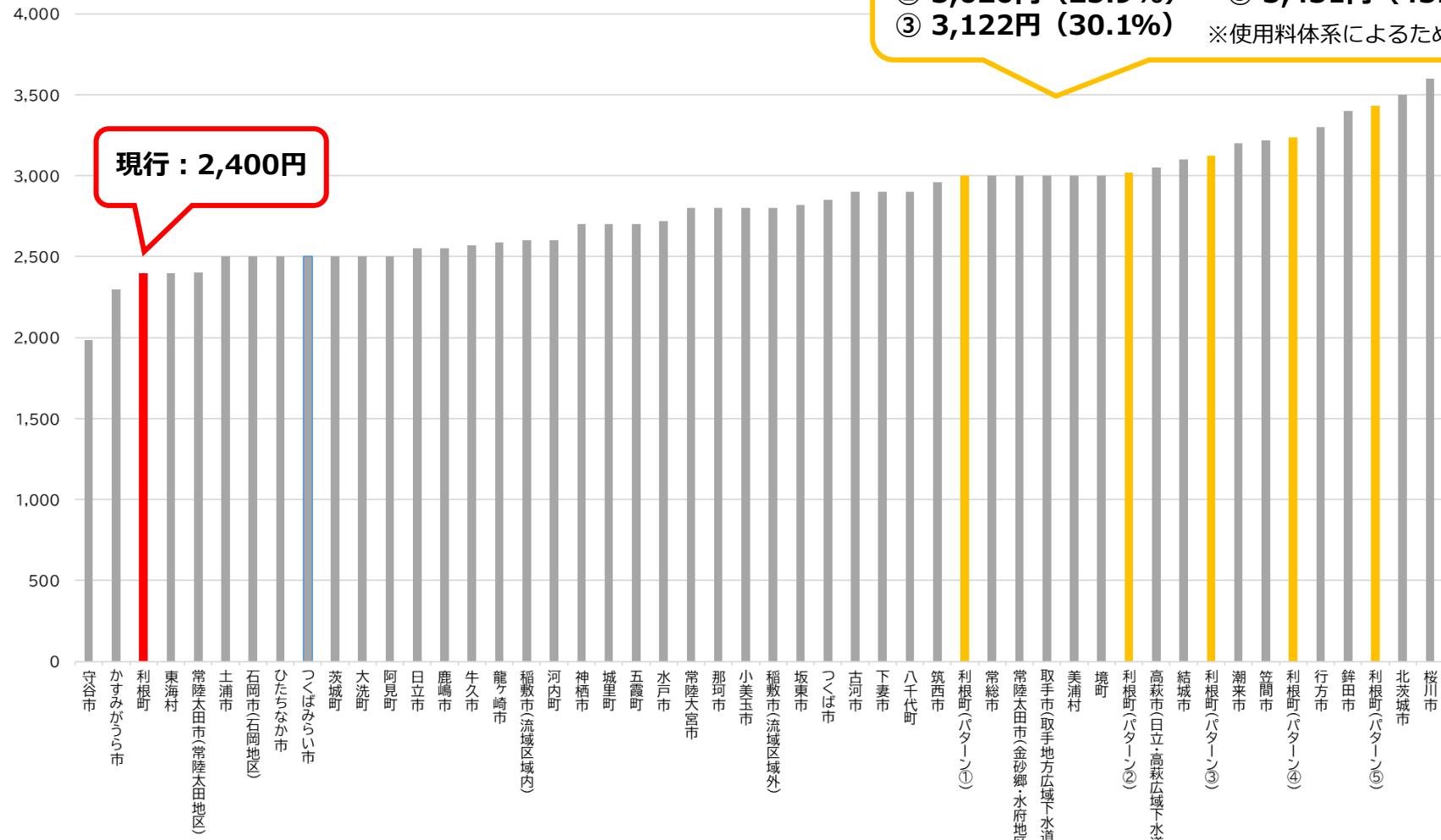
※ 算定期間における事業の総費用（使用料対象経費）を総括原価とし、総収入と見合うように  
使用料を設定する方式

案	改定率	資産維持費 (年平均)	1m <sup>3</sup> あたりの 使用料単価	改定率 (目安)
①	資産維持費を算定しない	—	150.0 円	25.0 %
②	今後10年間で生じる財源不足額を資産 維持費に設定	1 百万円	151.0 円	25.9 %
③	今後15年間で生じる財源不足額を資産 維持費に設定	7 百万円	156.1 円	30.1 %
④	今後20年間で生じる財源不足額を資産 維持費に設定	13 百万円	161.8 円	34.8 %
⑤	経営戦略（投資・財政計画）の試算期間中 で生じる財源不足額を資産維持費に設定	24 百万円	171.5 円	43.0 %

# 6 使用料改定水準について

## 6-3 県内における使用料比較

### 20m<sup>3</sup>使用時使用料（1か月あたり・税抜・円）



# 7 使用料体系の案について

## 7-1 使用料体系の案 C) 今後20年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定

【案 1】固定費は原則のとおり全額を基本使用料により回収

水量区分 (m <sup>3</sup> ／月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		0	2,160	—
従量使用料	1	10	120	10
	11	20	120	20
	21	40	120	120
	41		120	130

【案 2】参考：『下水道使用料の基本的考え方』（公益社団法人日本下水道協会）  
事例のとおり固定費のうち約3割を基本使用料により回収

水量区分 (m <sup>3</sup> ／月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		0	700	—
従量使用料	1	10	120	90
	11	20	120	140
	21	40	120	160
	41		120	170

【案 3】基本使用料900円

水量区分 (m <sup>3</sup> ／月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		0	900	—
従量使用料	1	10	120	70
	11	20	120	140
	21	40	120	150
	41		120	170

【案 4】基本使用料500円

水量区分 (m <sup>3</sup> ／月)		現行 A	改定案 B	改定率 B/A
基本使用料		0	500	—
従量使用料	1	10	120	110
	11	20	120	150
	21	40	120	160
	41		120	170

# 7 使用料体系の案について

## 7-2 使用料早見表 C) 今後20年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定

案1	固定費は原則のとおり全額を基本使用料により回収 基本使用料 2,160円
共通	$10m^3 = 1,600\text{円} + 400\text{円}$ 1.33倍 $20m^3 = 3,000\text{円} + 600\text{円}$ 1.25倍 (案4は3,100円)
案2	参考:『下水道使用料の基本的考え方』 (公益社団法人日本下水道協会) 事例のとおり固定費のうち約3割を 基本使用料により回収
案3	基本使用料900円
案4	基本使用料500円

m <sup>3</sup>	現行	【案1】	【案2】	【案3】	【案4】
0	0	2,160	700	900	500
1	120	2,170	790	970	610
2	240	2,180	880	1,040	720
3	360	2,190	970	1,110	830
4	480	2,200	1,060	1,180	940
5	600	2,210	1,150	1,250	1,050
6	720	2,220	1,240	1,320	1,160
7	840	2,230	1,330	1,390	1,270
8	960	2,240	1,420	1,460	1,380
9	1,080	2,250	1,510	1,530	1,490
10	1,200	2,260	1,600	1,600	1,600
11	1,320	2,280	1,740	1,740	1,750
12	1,440	2,300	1,880	1,880	1,900
13	1,560	2,320	2,020	2,020	2,050
14	1,680	2,340	2,160	2,160	2,200
15	1,800	2,360	2,300	2,300	2,350
16	1,920	2,380	2,440	2,440	2,500
17	2,040	2,400	2,580	2,580	2,650
18	2,160	2,420	2,720	2,720	2,800
19	2,280	2,440	2,860	2,860	2,950
20	2,400	2,460	3,000	3,000	3,100
30	3,600	3,660	4,600	4,500	4,700
40	4,800	4,860	6,200	6,000	6,300
50	6,000	6,160	7,900	7,700	8,000
70	8,400	8,760	11,300	11,100	11,400
100	12,000	12,660	16,400	16,200	16,500
300	36,000	38,660	50,400	50,200	50,500
500	60,000	64,660	84,400	84,200	84,500
1000	120,000	129,660	169,400	169,200	169,500